

令和3年度 糸島市動画制作業務プロポーザルに係る企画提案仕様書

1 業務名

令和3年度 糸島市動画制作業務

2 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

業務内容は、次に掲げるとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、発注者に具体的な内容の確認及び了承を得て実施すること

1) 制作する動画

- ▼制作する動画は、「素材用動画」と糸島市をPRするための「編集動画」を作成すること。
- ▼想定するターゲット像は、多忙なビジネスの合間に癒しを求める35歳から45歳の首都圏在住の女性。ターゲット像に訴求する動画を作成すること。
- ▼活用シーンとしては、TV等のメディアへの提供、市内事業者等のプロモーション活用時の使用などを想定。汎用性の高い動画活用を意識して作成すること。

i 素材用動画

- ・四季を感じる糸島をテーマとした糸島紹介用VTR等の素材として、汎用性のある動画を作成すること。
- ・素材動画の撮影箇所は、24カ所以上とすること。
- ・撮影箇所は発注者と協議をして決定すること。
- ・撮影形式は、下記の形式とすること。また、撮影時間は1本当たり60秒程度とすること。
- ・音声、テロップ等は不要。
- ・制作する素材動画は、市役所やメディアを含めて様々な事業者などが素材動画として活用することを想定し、制作すること。

撮影形式

360度動画

◎360度動画（ドローン撮影）

項目	内容
形式	編集可能な汎用性がある360度動画で、解像度(3840×1920)、フォーマット(MP4、30fps)等と同等もしくはそれ以上のもの。

◎360度動画（地上撮影）

項目	内容
形式	編集可能な汎用性がある360度動画で、解像度(3840×1920)、フォーマット(MP4、30fps)等と同等もしくはそれ以上のもの。

2 D 動画

◎ 2 D 動画（ドローン撮影）

項目	内容
形式	編集可能な汎用性があるもので、解像度(3840×2160)、フォーマット（MP4、30fps）等と同等もしくはそれ以上のもの。

◎ 2 D 動画（地上撮影）

項目	内容
形式	編集可能な汎用性があるもので、解像度(3840×2160)、フォーマット(MP4、30fps) 等と同等もしくはそれ以上のもの。

ii 編集動画

- ・糸島の地域の価値や情報を視覚（動きのあるダイナミックな絵）で表現し、糸島のブランドイメージ向上に繋げるとともに、観光客や移住希望者などに『糸島』を選択してもらえるように誘導することを目的とする。
- ・編集動画は以下の用途で活用予定。制作にあたっては活用用途を考慮し、汎用性が高い編集動画となるよう発注者に提案し内容を決定する。

イベント出店時、観光協会、応援プラザの窓口等にて活用

百貨店での催事（糸島 PR ブース）等にて活用

移住イベント時に糸島紹介として導入部分として活用

- ・編集動画のイメージは以下のとおり。発注者と協議し編集動画のイメージを決定し作成する。

◇編集動画イメージ（想定）

▼①『糸島プロモーション用（一般向け）』

糸島の魅力が、想定しているターゲットの心に伝わり、糸島に行ってみたいと憧れを抱く動画

▼②『糸島プロモーション用（インパクトのあるもの）』

今までにない角度、動きのある見せ方で糸島の魅力を表現し、インパクトのある動画

▼③『観光PR用』

四季折々多様な体験などができる糸島の魅力を表現し、自分も糸島に行って観光（体験）してみたいと憧れを抱く動画

▼④『移住PR用』

想定しているターゲットに、自分も糸島で生活してみたいと思わせる動画

- ・編集動画は、下記の形式で指定された数を制作し、納品すること。

項目	内容
形式	MP4、映像については、解像度(3840×2160)、24fps と同等もしくはそれ以上のもの。
本数	4 本以上（各 1 分～2 分程度）
備考	「素材用動画（令和 2 年度制作分含む）」を素材として利用しても良い。

注意）編集動画にテロップ等を入れる場合は「テロップ等有り版」と、「テロップ等無し版」を制作し、納品すること。

2) 制作した編集動画のプロモーション

今回制作する動画を市が想定するターゲットに届けるようにプロモーションの企画、運営を行う。手法などは各社提案により、発注者受注者との協議の上決定する。

3) 納品方法、形態

- ・納品形態 ポータブルハードデスク（P Cでの複製が可能なデータ形式とすること。）
- ・納品方法 素材動画については、撮影後概ね1ヶ月を目途に随時納品すること。
編集動画については、発注者と受注者協議の上決定し納品すること。
納品動画の受け渡し方法及び納品動画の確認方法については、発注者、受注者と協議の上決定すること。
- ・納品場所 糸島市役所 ブランド・学研都市推進課

4) 成果品の著作権等

- ①成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- ②出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては受注者において行うこと。
- ③発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく、かつ無償でインターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができるものとする。
- ④映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の映像や音楽素材等を使用する際の手続き等は受注者において行うこと。また、著作権の問題が生じないようにすること。
- ⑤成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- ⑥撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受注者において行うこと。また、ドローンの操縦には有資格者を充てること。

4 その他要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡、調整を行い、運営すること。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所会議室もしくは、発注者が指定した場所で行うこと。
- (4) 委託業務に係る調整会議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行うこと。

- (6) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (7) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (8) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (9) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和 3 年度 糸島市動画制作に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

5 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から 10 日以内に、実績報告書に成果物、支出書類、データ等関係書類を添えて発注者に提出する。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務完了後、5 年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も 5 年間は、発注者から提出を求められたら提出しなければならない。

6 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行ない決定するものとする。